

# 檜葉町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 6,648	千円 11,292,507	千円 424,912	千円 848,758	% 7.52	% 7.49

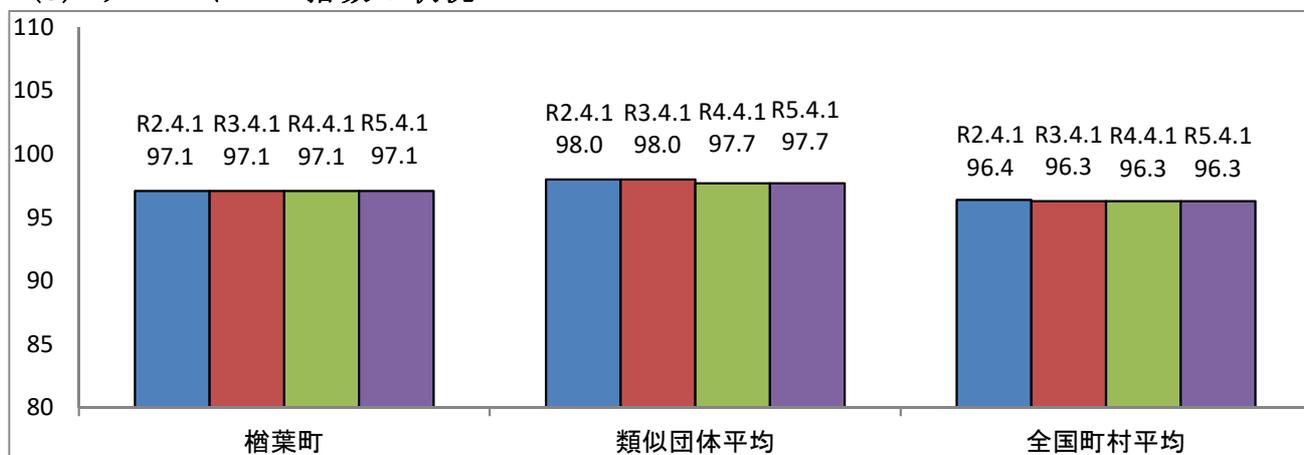
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 103	千円 336,316	千円 57,666	千円 133,460	千円 527,442	千円 5,121	千円 5,452

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し [実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。

激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（減給保障）を実施。

他の給料表についても、県の人事委員会に準拠し見直しを実施。

##### ② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。

（平成27年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（5年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
檜葉町	39.5 歳	300,586 円	354,656 円	347,115 円
福島県	43.0 歳	326,400 円	409,213 円	357,253 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.8 歳	300,726 円	355,819 円	326,790 円

#### ② 技能労務職

「職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況」は、技能労務職員が1名であるため、個人情報保護の観点から公表しないものとする。

#### ③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
檜葉町	37.3 歳	278,200 円	313,296 円
福島県	46.3 歳	376,700 円	417,441 円
類似団体	40.3 歳	292,464 円	331,636 円

### (2) 職員の初任給の状況（5年4月1日現在）

区 分		檜 葉 町	福 島 県	国
一般行政職	大学卒	189,500 円	196,100 円	185,200 円
	高校卒	157,900 円	162,400 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	155,400 円	160,400 円	—
	中学卒	147,100 円	151,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（5年4月1日現在）

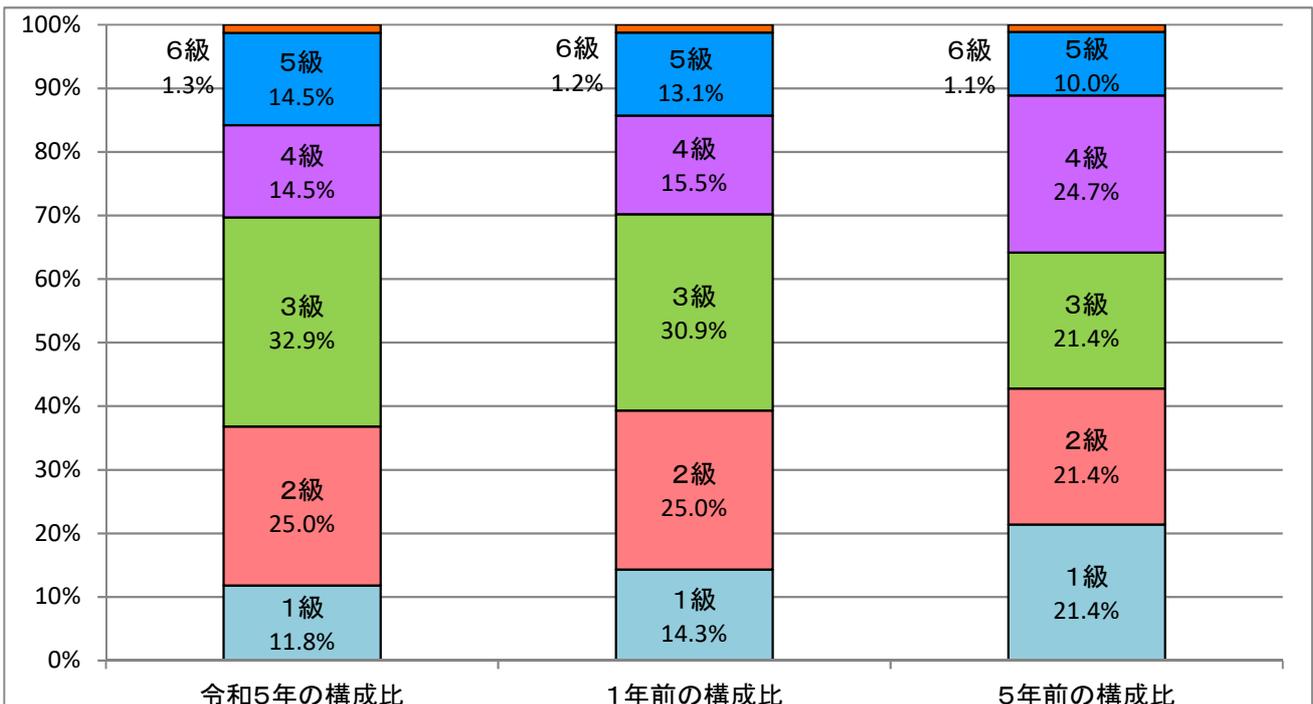
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	247,400円	332,700円	374,600円	387,800円
	高校卒	213,100円	302,700円	337,300円	377,200円

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（5年4月1日現在）

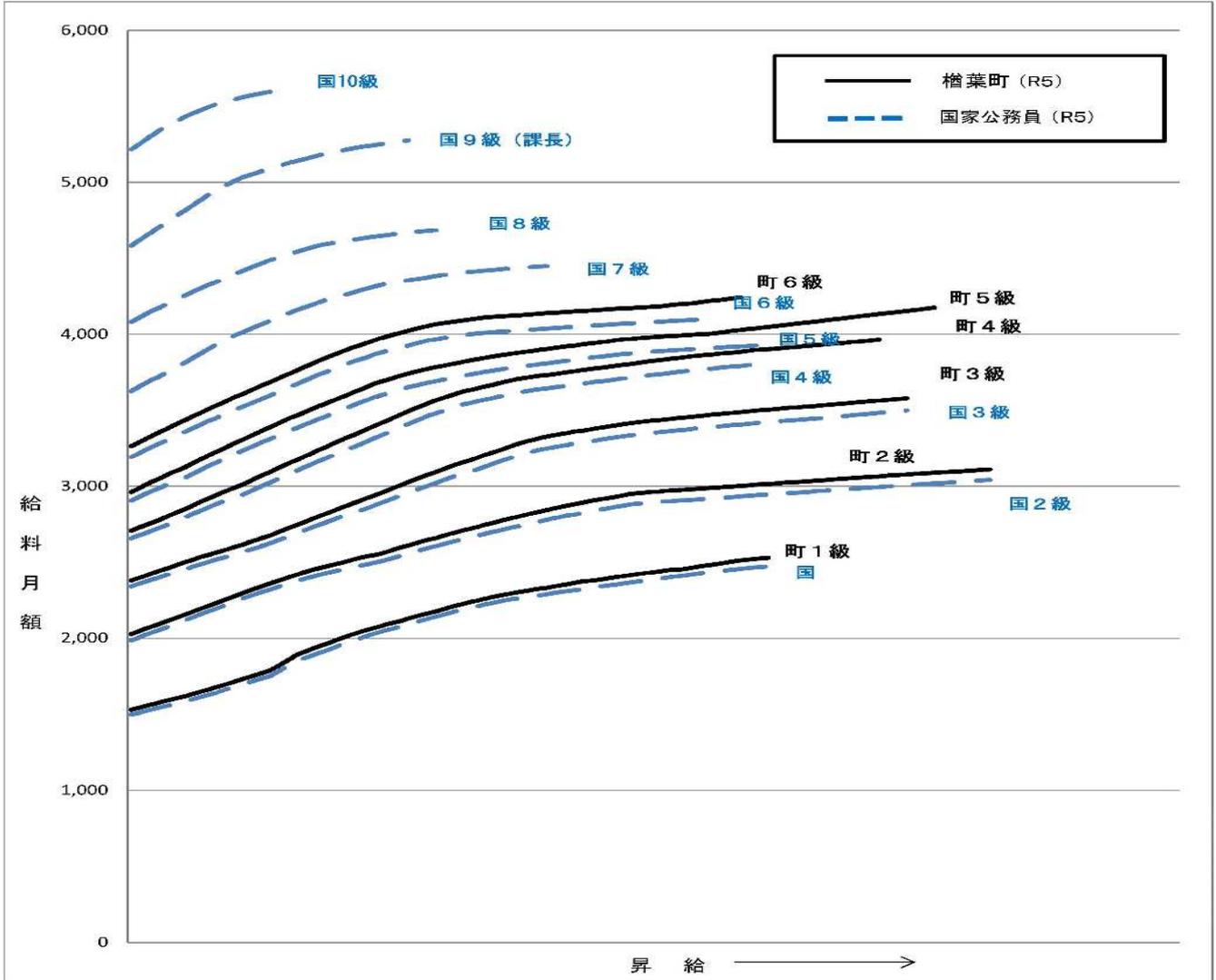
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	9人	11.8%	153,300円	253,300円
2級	主査	19人	25.0%	202,700円	311,100円
3級	主任主査・係長	25人	32.9%	238,300円	358,200円
4級	主幹・課長補佐	11人	14.5%	270,900円	396,500円
5級	課長	11人	14.5%	296,300円	417,500円
6級	参事	1人	1.3%	326,400円	424,100円

(注) 1 檜葉町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（檜葉町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△	○	△	○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

檜 葉 町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,445 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,622 千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 1.95 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.4 月分 勤勉手当 1.95 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（檜葉町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（5年4月1日現在）

檜 葉 町			国		
（支給率） 自己都合	応募認定・定年		（支給率） 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度 47.709 月分	47.709 月分		最高限度 47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）					
1人当たり平均支給額	10,163 千円				

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			114 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			5,700 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）			18.2 %	
手当の種類（手当数）			11 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務事務従事職員の手当	右記業務に従事した職員	滞納者に対する税の徴収、申告及び家屋調査事務に従事したとき	72.5 千円	日額500円
防疫作業に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	感染症防疫作業に従事したとき	0 千円	1回当たり 1,000円
防疫作業に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	家畜伝染病作業に従事したとき	9 千円	日額500円
結核性疾患者の指導業務に従事する保健師の手当	右記業務に従事した職員	保健師が結核性疾患者の指導業務に従事したとき	0 千円	日額500円
用地交渉に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	用地交渉に従事したとき	千円	日額500円
狂犬病予防注射、野犬狩及び死犬等処理に従事する職員の勤務手当	右記業務に従事した職員	狂犬病予防注射、野犬狩及び死犬等処理に従事したとき	4 千円	日額500円
病虫害防除に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	病虫害防除に従事したとき	0 千円	日額500円
死体取扱業務に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	死体取扱業務に従事したとき	6 千円	1回当たり 3,000円
滞納者に対する保険料及び使用料徴収事務に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	滞納者に対する保険料及び使用料徴収事務に従事したとき	22.5 千円	日額500円
原子力災害時の立入調査等に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	原子力災害時の立入調査等に従事したとき	0 千円	日額3,000円
福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域において災害応急作業等に従事する職員の手当	右記業務に従事した職員	福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域において災害応急作業に従事したとき	0 千円	1回あたり 2,000円

#### (4) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	33,177 千円
職員1人当たり平均支給額（4年度決算）	302 千円
支給実績（3年度決算）	33,480 千円
職員1人当たり平均支給額（3年度決算）	325 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

#### (5) その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円 配偶者、子以外6,500円 特定期間の加算5,000円	同じ	—	9,064 千円	206,000 円
住居手当	<借家・借間> 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員が対象。 支給額上限28,000円	異なる	支給家賃9,500円以上を対象	2,250 千円	187,500 円
通勤手当	<交通機関利用者> 63,000円まで全額支給。63,000円を超える場合は63,000円にその超える額の1/2を加算した額 <自動車等の使用者> 片道2km以上の通勤距離に応じて2,200円から43,400円を上限に支給	異なる	支給額等	5,474 千円	72,987 円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は公署の移転に伴い転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員 60km以上30,000円 距離に応じて70,000円を上限に加算	同じ	—	千円 0	円 0
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に対して支給 ・35,000円	異なる	支給額等	5,880 千円	420,000 円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務したときに支給 ・6,000円 (勤務時間が6時間を超える場合9,000円)	異なる	支給額等	123 千円	30,750 円

宿日直手当	宿日直を命じられた職員に支給 1回につき5,600円 (勤務時間が5時間未満の場合2,800円)	異なる	支給額等	1,367千円	18,473円
-------	--	-----	------	---------	---------

## 5 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町長	778,000円 (778,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000円 / 505,800円	
	副町長	617,000円 (617,000円)	710,000円 / 473,100円	
報 酬	議 長	296,000円 (296,000円)	360,000円 / 205,000円	
	副 議 長	254,000円 (254,000円)	300,000円 / 175,000円	
	議 員	238,000円 (238,000円)	280,000円 / 155,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(4年度支給割合) 3.25月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(4年度支給割合) 3.25月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.48	(1期の手当額) 17,925千円	(支給時期) 任期毎
	備 考	給料月額×在職月数×0.48	8,589千円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

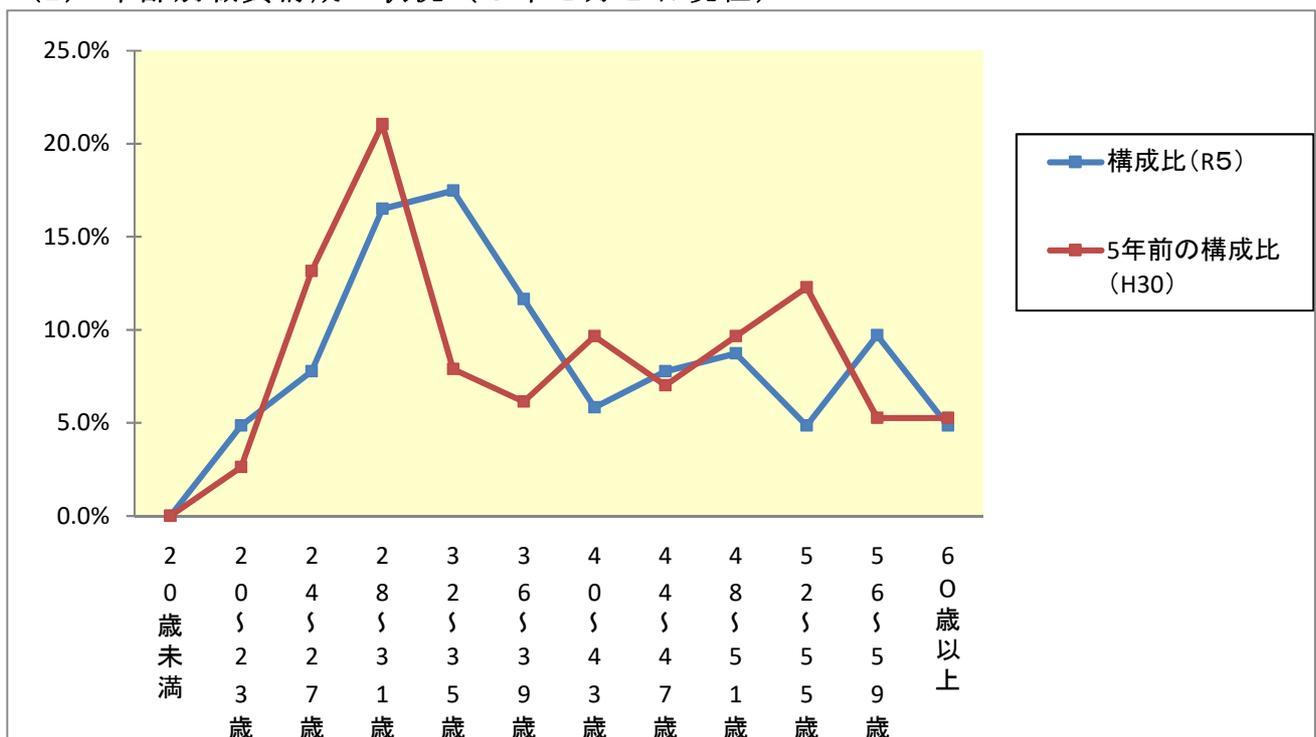
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会総務・企画	2	2	—	
		税務	34	33	▲1	欠員不補充
		労働	5	4	▲1	欠員不補充
		農林水産	—	—	—	
		商工	9	8	▲1	欠員不補充
普通会計部門	一般行政部門	土木	4	4	—	
		民生	10	9	▲1	欠員不補充
		衛生	18	15	▲3	欠員不補充
		計	8	7	▲1	欠員不補充
	計	90	82	▲8	<参考> 人口1万当たり職員数 123.35人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 117.72人)	
	教育部門	13	14	1	欠員補充	
	消防部門	—	—	—		
	小計	103	96	▲7	<参考> 人口1万人当たり職員数 145.91人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 139.97人)	
公営企業等部門	下水道	2	2	—		
	その他	5	5	—		
	小計	7	7	—		
合計			110	103	▲7	<参考> 人口1万当たり職員数 154.93人
			[123]	[123]	[123]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (5年4月1日現在)



区 分		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	計
職員数	未 満	5	8	17	18	12	6	8	9	5	10	5	103

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		96	93	92	92	90	82	▲14(▲14.6%)
教育		12	12	13	12	13	14	2(1.7%)
消防		0	0	0	0	0	0	(%)
普通会計計		108	105	105	104	103	96	▲12(▲11.1%)
公営企業等会計計		6	6	6	7	7	7	1(1.7%)
総合計		114	111	111	111	110	103	▲11(▲9.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 下水事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 508,764	千円 2,679	千円 12,159	% 2.4	% 2.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 2	千円 7,657	千円 998	千円 3,253	千円 11,908	千円 5,954	千円 5,936

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
檜 葉 町	40.5 歳	341,883 円	496,159 円
団 体 平 均	44.3 歳	330,766 円	493,186 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

檜 葉 町	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（4年度） 1,627 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 千円
(4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.4 月分 1.95 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	—

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（5年4月1日現在）

檜 葉 町	檜 葉 町（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%）	1人当たり平均支給額 10,163 千円
1人当たり平均支給額 自己都合：0 千円 応募認定・定年：0 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	105 千円
職員1人当たり平均支給額（4年度決算）	53 千円
支給額（3年度決算）	178 千円
職員1人当たり平均支給額（3年度決算）	89 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

エ その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円 子 10,000 円 配偶者、子以外 6,500 円	同じ	—	千円 548	円 274,000
住居手当	<借家・借間> 月額 9,500 円を超える 家賃を支払っている職 員が対象。支給額上限 28,000 円	異なる	支給家賃 9,500 円以上 を対象	千円 42	円 21,000
通勤手当	<交通機関利用者> 64,000 円まで全額支 給。64,000 円を超える 場合は 64,000 円にその 超える額の 2/1 を加算 した額 <自動車等の使用者> 片道 2 km 以上の通勤距 離に応じて 2,200 円か ら 67,900 円を上限に支 給	異なる	支給額等	千円 286	円 142,800
単身赴任手当	公署を異にする移動ま たは公署の移転に伴い 転居し、配偶者と別居 し単身で生活すること を常況とする職員 60 km 以上 30,000 円 距離に応じて 70,000 を 上限に加算	同じ	—	千円 0	円 0
管理職手当	管理または監督の地位 にある職員に対して支 給 ・ 35,000 円	異なる	支給額等	千円 0	円 0
管理職特別勤務 手当	管理職員が臨時または 緊急の必要その他の公 務の運営の必要により 週休日及び年末年始の 休日等に勤務したとき に支給 ・ 6,000 円 (勤務時間が 6 時間を 超える場合 9,000 円)	異なる	支給額	千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直を命じられた職 員に支給 1 回につき 5,600 円 (勤務時間が 5 時間未満 の場合 2,800 円)	異なる	支給額等	千円 17	円 8,400